



## 事故を起こしたドライバーの賠償責任

運輸・物流業界では、修理代が発生することもドライバーの存在が欠かせない。だが、ドライバーの運転する大きささまざまな車両は、多様なリースを抱えている。

特に問題になるのは事故だ。トラックの事故

は、人命を奪う重大事故になることが多く、社会問題に発展することもある。今年6月、千葉県八街市で複数の子どもが犠牲になる痛ましい事故が起きた。

そうしなければ、高額な修理代を会社が負担するだけなく、車両の修理期間中に代車費用に追加、車道を走らせることができずに売り上げが落ちる。休車損害までもが発生しかねない。事故の原

### 運転ミスで高額な会社負担

そうした場合、居眠り運転をしたなどの問題があれば、会社が一方的に責任を負うのは、ふに落ちないだろう。

それでも事故は起きてしまう。例えば、人身事故ではなくても、ドライバーの単純ミスによる自損

事故で車両を大破させてしまった場合は、高額な賠償を会社に請求することになる。これは、かなりの難しい問題をはらんでいる。ペー

高裁判例の考え方がペー

スとされている。この事件は、タンクローリーの方により、実務ではドライバーが認めら

保持・前方不注意という過失で追突事故を起こしたため、会社がドライバーに損害賠償の負担を求めた事件だ(最高裁判決76年7月8日)。ここで

は、「損害の公平な分担」という見地から信義則上相当と認められる限度に限定されるとされた。負

担は25%に限定された。数回の交通事故(居眠り運転を含む)を起

したタクシードライバーの事例では、ドライバーに100%の責任を認めたものもある(東京地判2017年9月22日)。

このように判断が分かれるのは、先の最高裁判例で挙げられた判断要素が考慮されるからだ。ドライバー

の過失の重さだけでなく、会社の事業の性質、事業規模、ドライバーの労働条件、勤務態度、50%程度にドライバーの事故予防の配慮をしているか、保険に入っているか、といった要素を総合的に考慮して決まる

「100%負担します」という念書もドライバーに書かせたとしても絶対ではない。ドライバーに賠償責任を負わせる場合には、どのような事故で、どの程度の過失があるのかを見極めつつ、その負担額を吾面取り交わしたい。

### 【ドライバーの責任についての判断要素】

施設(車両)の状況	施設や車両に事故の原因があるか
労働条件	事故を起こすほど過酷な勤務かどうか
勤務態度	普段から事故が多いなどの事情があるか
加害行為の状況	事故の過失が重いかどうか
予防の配慮	安全運転教育などで事故予防を徹底していたか
損失分配の配慮	保険に加入しているかどうか

とだ・さとし=1979年生まれ。鳥取県出身。中大法卒。2009年弁護士登録。企業労務専門弁護士。全国の企業・社労士事務所の顧問。運輸・物流業界の労務・法律問題に精通し、予防法務から紛争対応まで幅広く活動。